

## 約 款

### 第1条（約款の適用）

1. 当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という。）を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。借受人は第6条第3項により、借受人と異なる運転者を指定した場合は、その運転者にこの約款の運転者に係る部分を周知し、遵守させるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします
2. 当社は、この約款の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

### 第2条（予約の申込み）

1. 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、その他の借受条件（以下「借受条件」という。）を明示して予約の申込みを行うことができます。
2. 当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。

### 第3条（予約の変更）

借受人は前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

### 第4条（予約の取消し等）

借受人及び当社は、当社所定の方法により、予約を取消すことができます。

借受人の都合により予約を取消す場合でも、予約取消手数料は申し受けないものとします。ただし、借受人からの連絡なく予約時間より1時間経過した場合、当社は借受人に連絡することなく予約を取消することができるものとします。

当社は、天災地変、その他の不可抗力により、当社の判断で貸し出しを中止させて頂く場合があります。この場合も当社は予約取消手数料を申し受けず、また、借受人は当社に対して損害賠償等の請求を行わないものとします。

### 第5条（免責）

当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについて、第4条に定める場合を除く場合も同様に、相互に何らの請求をしないものとします。

## 第6条（貸渡契約の締結）

1. 借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款・細則及び料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第7条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。
2. 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第9条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。
3. 当社は、貸渡簿（貸渡原票）及び第12条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証（注1）の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者（以下「運転者」という。）の運転免許証の提示を求めるほか、その写しの提出を求めることがあります。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときはその運転者の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとします。

（注1）運転免許証とは、道路交通法第92条に規定される運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準じます。

4. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに当社が指定する本人確認ができる書類の提示を求め、及び提示された書類の写しをとることがあり、借受人及び運転者はこれに従います。
5. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求め、借受人及び運転者はこれに従います。
6. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することがあります。

## 第7条（貸渡契約の拒絶）

1. 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。
  - （1）貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証を提示せず、又は当社が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。
  - （2）酒気を帯びていると認められるとき。
  - （3）麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
  - （4）暴力団若しくは暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
2. 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

- (1) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。
  - (2) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金その他の当社に対する債務の支払いを滞納した事実があるとき。
  - (3) 過去の貸渡しにおいて、第15条各号に掲げる行為があったとき。
  - (4) 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。）において、第16条第6項又は第23条第1項に掲げる行為があったとき。
  - (5) 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
  - (6) 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為若しくは言辞を用いたとき、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。
  - (7) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。
  - (8) 別に明示する条件を満たしていないとき。
  - (9) その他、当社が適当でないと思えたとき。
3. 前2項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあつたものとして取り扱います。

#### 第8条（貸渡契約の成立等）

1. 貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。
2. 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

#### 第9条（貸渡料金）

貸渡料金とは、基本料金、ヘルメット等乗車用品料金、車両補償料、電気代、その他の料金の合計金額をいうものとし、貸渡料金は別紙料金表に明示します。

#### 第10条（借受条件の変更）

1. 借受人は、貸渡契約の締結後、第6条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
2. 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

#### 第11条（点検整備及び確認）

1. 当社は、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）及び第48条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

2. 借受人又は運転者は、前2項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。
3. 当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

#### 第12条（貸渡証の交付・携行等）

1. 当社は、レンタカーを引き渡したときは、貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。
2. 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という。）、前項により交付を受けた貸渡証を携行しなければならないものとします。
3. 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
4. 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

#### 第13条（管理責任）

1. 借受人又は運転者は、レンタカーの使用時、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。
2. 借受人又は運転者は、レンタカーを使用する際には、法令、約款、取扱説明書、その他当社が掲示する使用法を遵守しレンタカーを使用するものとします。

#### 第14条（日常点検整備）

借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

#### 第15条（禁止行為）

1. 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。
  - （1） 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
  - （2） レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第6条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。
  - （3） レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。

- (4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- (5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
- (8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- (9) 電気自動車又は充電器の不適切な取扱いにより、電気自動車又は充電器を破損、汚損すること。
- (10) 前各号の他、貸渡契約に違反する行為を行うこと。

#### 第16条（違法駐車の場合の措置等）

1. 運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭し自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、借受人又は運転者は、違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。
2. 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
3. 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」という。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。
4. 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察及び公安委員会に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。
5. 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取

り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」という。）を請求するものとします。この場合、借受人は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。

- (1) 放置違反金相当額
- (2) 当社が別に定める駐車違反違約金
- (3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用

6. 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人から、当社が別に定める額の駐車違反違約金（次項において「駐車違反金」という。）を申し受けることができるものとします。

7. 借受人が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車違反関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人に返還するものとします。第6項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても、同様とします。

#### 第17条（GPS機能）

1. 借受人及び運転者は、レンタカーに全地球測位システム（以下「GPS機能」という。）が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

- (1) 貸渡契約の終了時に、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。
- (2) 第23条第1項に該当したとき、その他レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置等を確認するため。
- (3) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。

2. 借受人及び運転者は、前項のGPS機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

#### 第18条（ドライブレコーダー）

1. 借受人及び運転者はレンタカーに車載型事故登録装置（以下「ドライブレコーダー」という。）が搭載されている場合があり、借受人又は運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

（１） 事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。

（２） レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人又は運転者の運転状況を確認するため。

（３） 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。

2. 借受人及び運転者は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

#### 第19条（返還責任）

1. 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。

2. 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、借受人は、それにより当社に与えた損害を賠償するものとします。

3. 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、借受人及び運転者は、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

#### 第20条（返還時の確認等）

1. 借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所、電気自動車の電池の消耗があること等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。

2. 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。

3. 借受人は未精算の貸渡料金等がある場合は、レンタカー返還時までその清算を完了しなければならぬものとします。

#### 第21条（借受期間変更時の貸渡料金）

1. 借受人は、第10条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

2. 借受人は、第10条第1項による当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後に

返還したときは、前項の料金に加え、次に定める「返還時間変更違約料」を支払うものとします。

返還時間変更違約料＝超過した時間に応じた超過料金×200%

#### 第22条（返還場所等）

1. 借受人は、第10条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

2. 借受人は、第10条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める「返還場所変更違約料」を支払うものとします。

返還場所変更違約料＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×200%

#### 第23条（不返還となった場合の措置）

1. 当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行うなどの法的手続きを行います。

2. 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。

3. 第1項に該当することとなった場合、借受人は、第28条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

4. 第1項に該当するレンタカーが発見された場合、当社は当社の判断により自ら当該レンタカーを引き取る場合があります。その際、当社は、遺留品について保管の責を負わないものとします。

#### 第24条（故障発見時の措置）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

#### 第25条（事故発生時の措置）

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

（1）直ちに最寄りの警察に通報すること。

- (2) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
  - (3) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
  - (4) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。
  - (5) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
2. 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。
  3. 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。
  4. 当社は、事故発生時の状況を確認することを目的として、ドライブレコーダーが装着されている車両について衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するものとします。
  5. 当社は、必要が認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとるものとします。

#### 第26条（盗難発生時の措置）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
- (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (3) 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

#### 第27条（使用不能による貸渡契約の終了）

1. 使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」という。）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとし、借受人又は運転者は、直ちにレンタカーを当社に返還するものとします。
2. 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第4項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
3. 故障等が貸渡し前に存した欠陥・不具合その他レンタカーが借受条件に適合していないことに起因する場合は、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。
4. 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責めにも帰することができない事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に

対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

5. 借受人は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。ただし、故障等が当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除きます。

#### 第28条（賠償及び営業補償）

1. 借受人は、借り受けたレンタカーの使用に関し、借受人又は運転者が当社のレンタカーに損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、借受人及び運転者の責めに帰することができない事由による場合を除きます。

2. 前項により借受人が損害賠償責任を負う場合、事故、盗難、故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表等に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとします。

3. 借受人又は運転者は、借り受けたレンタカーの使用に関し、借受人又は運転者の故意又は過失によって第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

#### 第29条（保険及び補償）

1. 借受人又は運転者が第28条第1項又は第3項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

（1） 対人補償：1名につき無制限（自賠責保険を含む）

（2） 対物補償：1事故につき無制限

（3） 車両補償：1事故につき時価額（免責金額5万円）

（4） 人身傷害補償：1名につき無制限

2. 損害保険又は補償制度の免責分については、借受人の負担とします。

3. 貸渡約款に違反した場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。

4. 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。なお、特約により第1項の限度額を変更した場合は、特約で定めた限度額を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条に基づき激甚災害と指定された災害(以下「激甚災害」という。)による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等である場合には、その損害の発生につき借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人はその損害を補償することを要しないものとします。

5. 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、

直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

6. 第1項第2号又は第3号に定める保険金又は補償金の免責金額に相当する損害については、特約をした場合を除いて借受人又は運転者の負担とします。

### 第30条（貸渡契約の解除）

1. 当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款及び細則に違反したとき、又は第7条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから解除までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

2. 借受人は、前項の解除に該当したときは、当社に生じた損害を支払うものとします。

### 第31条（中途解約）

1. 借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める中途解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

2. 借受人は、前項の解約をするときは、次の中途解約手数料を当社に支払うものとします。

中途解約手数料= {(貸渡契約期間に対応する基本料金) - (貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金)} × 50%

### 第32条（個人情報の利用目的）

当社が借受人又は運転者の個人情報（個人番号を除く）を取得し、利用する目的は次のとおりです。

(1) 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。

(2) 借受人又は運転者に対し、当社が取り扱う商品、サービスあるいは各種イベント、キャンペーン等の開催について宣伝広告物の送付、電子メールの送信等の方法により案内するため。

(3) 貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び貸渡契約締結の可否についての審査を行うため。

(4) 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。

(5) 個人情報（個人番号を除く）を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できな

い形態に加工した統計データを作成するため。

### 第33条（相殺）

当社は、この約款に基づく借受人に対する金銭債務があるときは、借受人の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

### 第34条（消費税）

借受人は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含む）を当社に対して支払うものとします。

### 第35条（遅延損害金）

借受人及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

### 第36条（邦文約款の優先適用）

邦文約款と外国語約款の用語又は文章に付き齟齬がある場合、邦文約款を正式のものとし、これを優先適用します。

### 第37条（準拠法）

この約款による契約、貸渡し及び貸渡しに付随する全ての行為は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

### 第38条（約款及び細則）

当社は、予告なく約款を改訂することができるものとします。

当社は、約款を改訂したときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表及びホームページ上にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

### 第39条（合意管轄裁判所）

約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額に応じ、奈良地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

貸渡料金表（約款第9条関係）

	貸渡料金（税込）
1日 （営業時間内）	11,000円
3時間まで	8,000円
2時間まで	6,500円
延長30分あたり	1,000円

駐車違反違約金（約款16条第5項関係）

5,000円

損害賠償及び営業補償（約款第28条第2項関係）

11,000円×当社がレンタカー貸出不可能な日数